

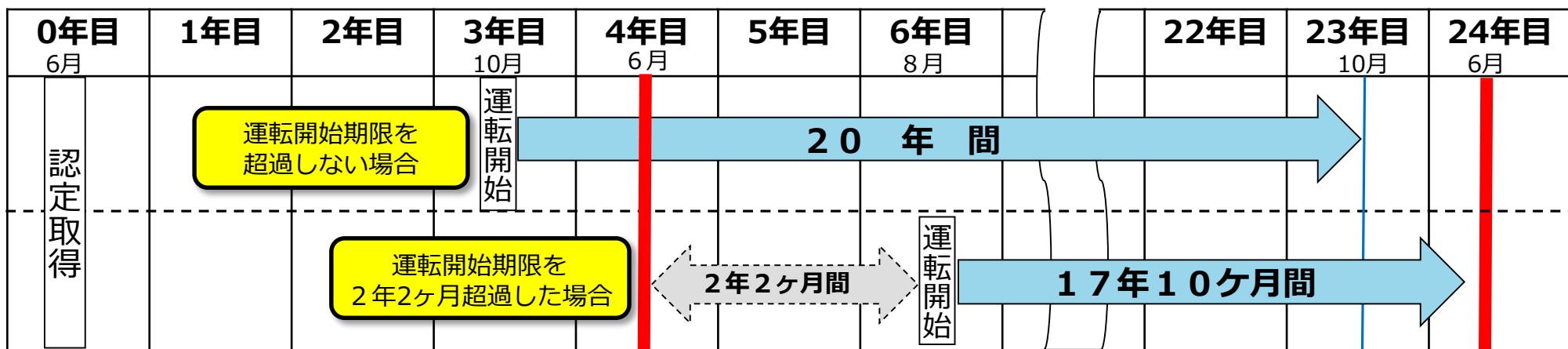
残された論点について

2018年2月
資源エネルギー庁

運転開始期限を超過した場合の取扱いについて

- 1月24日の第2回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、未稼働案件防止を通じた国民負担抑制のため、太陽光発電と同様に、他の電源についても運転開始期限を設定する方針が決定した。
- 具体的には、2018年度以降に認定する案件を対象として、風力発電は4年（※1）、中小水力発電は7年（※2）、地熱発電は4年（※1）、バイオマス発電は4年という期限を設定することとしている。
 ※1）環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な案件は8年
 ※2）多目的ダムに併設されるものについては、ダム建設工事の遅延期間を考慮
- 運転開始期限を超過した場合の対応は、本委員会で検討を行うこととされている。昨年度の当委員会においては、太陽光発電の場合は、認定時の価格から調達価格を毎年一定割合下落させるか、調達期間を短縮させる、という2つのオプションが示されていたところ、ファイナンスの実態や事業者の予見可能性、交付金実務等に配慮し、調達期間を超過期間分だけ月単位で短縮させることを決定した。
- 今般、運転開始期限が設定されることとなった他の電源についても、太陽光発電と同様、入札案件も含めて、**運転開始期限を超過した場合は、調達期間を超過期間分だけ月単位で短縮する対応**としてはどうか。

<運転開始期限を超過する場合の措置のイメージ>



運転開始期限

期限超過時のFIT買取期間終了

運転開始期限を超過した場合の取扱いについて（参考資料①）

<参考①：太陽光の運転開始期限に関する調達価格等算定委員会意見>

（4）運転開始期限

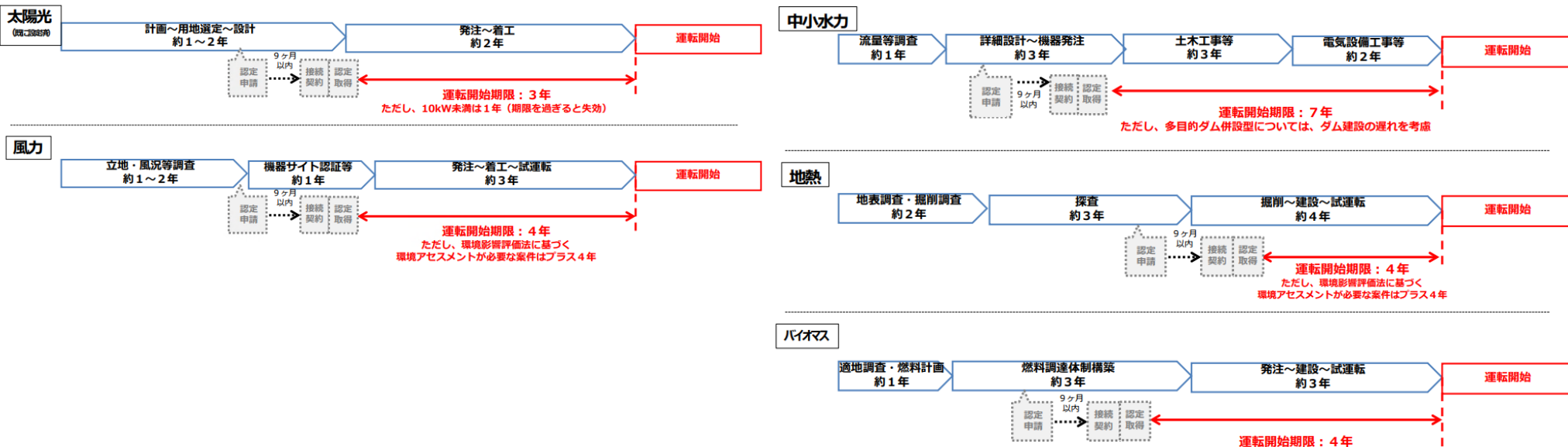
- 新法におけるFIT認定制度では、未稼働案件の発生防止の観点から、10kW以上の太陽光発電については、FIT認定から3年の運転開始期限が設定されている。
- 運転開始期限を超過した場合の扱いについて、調達価格を低減するのか、調達期間を短縮するのかを定める必要があるが、ファイナンスの実態や事業者の予見可能性、交付金実務等に配慮し、調達期間を超過期間分だけ月単位で短縮することとした。
- 入札対象案件についても、再生可能エネルギーの早期導入促進という趣旨は変わらないため、入札対象外の10kW以上の太陽光と同様、落札後のFIT認定取得から3年の運転開始期限を設けることとした。また、運転開始期限を超過した場合の措置についても同様に、調達期間を超過期間分だけ月単位で短縮とすることとした。
- なお、10kW未満の太陽光発電については、1年の運転開始期限を超過した場合は、FIT認定を失効することとされている。

（「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」（19～20ページ）より抜粋）

運転開始期限を超過した場合の取扱いについて（参考資料②）

<参考②：再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会での議論内容>

- コスト低下局面にある電源について運転開始の遅延による利益を発生させないよう、来年度以降に認定する案件について、**太陽光以外の各電源にも運転開始期限を設定**してはどうか。
- その際、**各電源の開発の特性に応じて、電源毎に以下のとおり運転開始期限を設定**してはどうか。なお、運転開始期限を超過した場合の取扱いについては、別途、調達価格等算定委員会で御議論いただくこととなるが、太陽光については、ファイナンスの実態や事業者の予見可能性、交付金実務等に配慮し、超過期間分だけ調達期間を月単位で短縮することとしている。
- また、運転開始期限については、**環境アセスメントに要する期間等を考慮し、適宜見直し**を行うこととしてはどうか。



風力発電（20kW未満）に関する経過措置について

- 前回の委員会において、風力発電（20kW未満）については、来年度から風力発電（20kW以上）と同区分として取り扱う方向がまとまった。20kW未満の風力発電については、今般の取扱いにより、調達価格は55円/kWh（2017年度）から20円/kWh（2018年度）に大きく低下することとなる。FIT法上、調達価格は再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として設定することとされており、経過措置は設けないことが原則であるが、こうした変化を緩和するために、一定の経過措置を設けるという考え方もある。
- 既に土地の確保等の必要な手続を済ませており、残るはFIT申請手続を控えるのみといった段階にある案件が一定数存在しうることを踏まえると、例外的ではあるが、**真に開発中の案件に限って経過措置を設ける**という考え方もある。具体的には、**少なくとも2018年3月末までに土地の確保など接続契約締結以外の必要書類を全て揃えた上でFIT認定の申請及び接続契約の申込みができ、かつ、2018年8月末まで（※）に接続契約の締結を確認できた案件を経過措置の対象とする**といった方法がありうる。

（※）小型風力発電等の低圧案件については、接続契約の締結に要する標準処理期間は2ヶ月であるが、現在、小型風力発電の接続申込み件数の急増により、標準処理期間では処理し切れない状況が生じつつあることも踏まえる必要がある。

＜経過措置の対象となる案件のスケジュール（案）＞

